

賣 買 契 約 書 (案)

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1. 売 買 物 件 | 村有林立木 |
| 2. 物 件 の 所 在 | 別紙③「入札物件位置図」
別紙④「入札物件平面図」のとおり |
| 3. 物 件 の 種 類 | カラマツ、雑木、ストローブ、チョウセンゴヨウ |
| 4. 物 件 の 数 量 | 別紙②「入札物件明細」のとおり |
| 5. 売 買 価 格 | 円
(内消費税及び地方消費税の額 円) |
| 6. 契 約 保 証 金 | 円 |

売渡人 中札内村（以下「甲」という。）と買受人

（以下「乙」という。）は、上記の物件を頭書の価格をもって次の事項により売買契約を締結し、この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲（売渡人） 河西郡中札内村東 1 条南 1 丁目 2 番地 1
中 札 内 村 長 森 田 匡 彦

乙（買受人）

（契約成立の時期）

第1条 契約の成立は、契約書の作成があった時とする。

（売買代金の納付期限及び支払方法）

第2条 乙は、表記の価格を令和4年9月30日(金)までに甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第3条 乙の責めに帰する事由により第2条の支払期日までに売買代金を支払わない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、その納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、売買代金未払額につき政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定した割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）とする。

（物件の引渡）

第4条 売買物件は代金の完納と同時に引渡を行うものとする。

（瑕疵の損害賠償責任）

第5条 この契約の売買物件に数量の不足があっても甲は賠償の責を負わないものとする。

（伐採搬出期限）

第6条 売買物件の伐採・集積・搬出期限は令和4年10月21日(金)までとする。
ただし、甲乙双方のいずれかにやむを得ない事情が発生し、甲または乙が承諾した場合は令和5年3月31日（金）まで延長することが出来るものとする。また、期限後の残存物件は甲に帰属するものとする。

（届出の義務）

第7条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに届け出なければならない。

- (1) 搬出に着手するとき。
- (2) 売買物件以外の樹木等に損害を与えたとき。
- (3) 搬出の全部が終了したとき。

（売買物件の範囲）

第8条 乙は、売買物件以外の素材木を搬出し、甲に損害を与えたときは中札内村有林野条例の定めるところにより、弁償の責に任ずるものとする。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、売買物件の搬出等作業中において、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。

（協議）

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

村有財産(立木)売払仕様書

1. 表示立木をすべて伐採すること。(赤のスプレー)
2. 伐採については、できる限り根に近い部分を伐採すること。
3. 伐採および搬出は、監督員の指示により実施すること。
4. 表示されていない胸高直径14cm未満の立木も伐採すること。
5. この仕様書およびとかち森林認証協議会が作成した「SGEC-FM森林認証マニュアル」に記載されていないことについては、業務担当員の指示により実施すること。